

報 告 第 2 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月2日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 3 号

損害賠償の額の決定について

公民館施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年6月30日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 損害賠償の額 6万5,000円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成26年5月11日午後10時30分頃、新居浜市立金栄公民館に設置されていた公民館施設表示看板が、当該看板を固定する部分が老朽化していたため、強風により損壊して吹き飛ばされ、西側道路の向かい側の土地（高木町6番24号付近）に駐車中の軽自動車に接触し、車両を損傷した。